

## 令和4年度琴浦町 LINE 公式アカウント機能構築業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

琴浦町 LINE 公式アカウントを通じ、琴浦町の行政情報、イベント、防災に関する情報など、様々な情報を効率的かつ確実に町民へ届けるとともに、双方向のコミュニケーションを図る機能の追加などユーザーへの利便性及び業務の効率化を図るための機能の導入、提供を行う。

### 2 委託業務の概要

委託業務の概要はつぎのとおりとする。

- (1) 業務の名称  
令和4年度琴浦町 LINE 公式アカウント機能構築業務
- (2) 契約方法  
プロポーザルによる随意契約
- (3) 契約期間  
契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託料上限額  
1,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

### 3 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、つぎに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 本町へ入札指名願を提出し、受理されたものであること。ただし、本プロポーザルの参加申込提出期限までに受理されればよい。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- (3) 本町が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く)。
- (6) 宗教活動及び政治活動を目的としない者であること。
- (7) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者または禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団または暴力団もしくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

(9) 提案するシステムについて、国や地方公共団体への導入実績を有すること。

#### 4 選定方法

本業務は、企画提案書と提案見積書等の書類選考により行う。

#### 5 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールはつぎのとおりとする。

No.	内容	日時
1	調達公告	令和4年6月23日(木)
2	質問受付期間	令和4年6月23日(木) から 令和4年6月30日(木) 17時15分まで
3	質問の回答	令和4年7月5日(火) までに 琴浦町ホームページにて回答
4	参加申込書の提出期間	令和4年6月23日(木) から 令和4年7月8日(金) 17時15分まで
5	企画提案書等の提出	令和4年8月5日(金) 17時15分まで (土・日・祝日を除く)
6	結果通知、公開	令和4年8月23日(火) 頃にホームページ公開及び文書にて各提案者へ通知
7	契約の締結	令和4年9月下旬

#### 5 質問方法について

##### (1) 質問方法

(ア) 本業務の内容等についての質問は、質問項目を明確にした上で様式4に記入し、質問受付期間中に電子メールにより照会する。なお、送信後は電話にて受信確認を行うこと。

(イ) 会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。  
質問は、「15 問い合わせ及び書類提出先」へ送付すること。

##### (2) 回答方法

(ア) 業務内容等に関する質問については、質問者匿名にて琴浦町ホームページにて回答する。

(イ) 電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しないものとする。

#### 6 プロポーザル参加申込

つぎのとおり、事務局へ持参または郵送等のいずれかにより提出することとし、郵送の場合は、参加申込提出期限必着とする。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式第8号)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

No.	提出書類	備考
1	参加申込書	様式第1号
2	会社概要	様式第2号
3	業務実績書	様式第3号
4	国税、地方税の納税証明書	滞納がないことを証明できるもの

参加申込書提出期限	令和4年7月8日(金) 17時15分まで(土・日・祝日を除く)
提出先	「15 問い合わせ及び書類提出先」を参照
備考	上記提出書類1～4をまとめて提出すること

## 7 プロポーザルへの参加承認の案内通知

プロポーザルへの参加承認の案内通知はつぎのとおりとする。

- (1) 参加申込書等の確認後、プロポーザル参加の認否を郵便及び電子メールにて通知する。
- (2) 参加申込書等を提出したにも関わらず令和4年7月29日(木)までにプロポーザル参加承認の連絡がない場合は、「15 問い合わせ及び書類提出先」へ電話で問い合わせること。
- (3) 参加不承認の場合は、町にその理由の説明を求めることができる。

## 8 企画提案書等の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、つぎの書類を企画提案書等の提出期間中に事務局へ持参または郵送することとし、郵送の場合は企画提案書提出期限必着とする。

- (1) 提出部数  
 正本・・・1部(代表者押印のもの)  
 副本・・・5部(正本の写し)
- (2) 提出方法  
 つぎの提出書類を順番に並べて提出すること。

No.	提出書類	備考
1	企画提案書	様式第5号
2	業務スケジュール	任意様式
3	業務実施体制調書	様式第6号
4	提案見積書	様式第7号 ※「2(4) 委託料上限額」を参考にすること。 ※初期構築費用及び公開日から令和5年3月31日までのシステム利用料、運用サポート費用について業務内容及び人件費等の積算内訳とともに記載すること。

企画提案書提出期限	令和4年8月5日(金) 17時15分まで(土・日・祝日を除く)
提出先	「15 問い合わせ及び書類提出先」を参照
備考	上記提出書類1～4をまとめて提出すること。

(3) 提案内容

(ア) 企画提案書には、「令和4年度琴浦町 LINE 公式アカウント機能構築業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)の2 導入要件の内容をふまえた構築機能の概要、業務支援体制(町職員へのサポート面)、情報漏洩防止対策及びセキュリティ対策、障害発生時の対応、その他の追加提案等を必ず記載すること。

(イ) 提案見積書について、2 (4) 委託料上限額を参考にすること。また、初期構築費用及び公開日から令和5年3月31日までのシステム利用料、運用サポート費用について業務内容及び人件費等の積算内訳とともに記載すること。

(ウ) 仕様書をふまえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。また、委託上限額の範囲内で追加提案があれば提案すること。

(4) 書類作成上の留意事項

(ア) 具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

(イ) A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。

## 9 審査

審査についてはつぎのとおりとする。

(1) 選定方法

業務実績書(様式第3号)を含む企画提案書等の提出書類を基に、「琴浦町 LINE 公式アカウント機能構築業務業者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」において総合的に評価を行い、委託候補者を選定する。

(2) 評価項目

別紙 審査項目表のとおり

(3) その他

(ア) 応募者が一提案者のみの場合、プレゼンテーションを実施し、その点数が過半数を獲得した場合は、その一提案者を委託候補者として決定する。

(イ) 優先交渉権者になり得る提案者は、審査委員会による選定において、点数の過半数を獲得していることとする。

(ウ) 審査委員会による選定の結果、同点で優先交渉権者となり得る提案者が2者以上いた場合は、審査委員の合議によって順位を決定する。

## 10 選定結果の通知、公表

(1) 選定結果は提案者全員に文書で通知し、その概要をホームページで公表する。

(2) 文書の通知内容のうち選定結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。

(3) ホームページによる公表内容のうち選定結果については、すべての提案者の順位及び得点

とする。ただし、提案者名については、優先交渉権者のみの公表とする。

- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

## 11 失格となる場合

提案者が、つぎに該当する場合は失格となる場合がある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合  
※参加辞退届(様式第8号)を提出したものを除く。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合
- (6) 委託料上限額を超えた見積を提出した場合

## 12 契約の締結

本町は委託候補者と協議し、委託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。ただし、選定された委託候補者がつぎの規定に該当する場合は、契約を締結しない。なお、この場合は審査の結果が上位の者から契約締結協議を行う。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合

## 13 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いについてはつぎのとおりとする。

- (1) 提出書類に係る著作権の全ては、契約締結に至った企画を除き提案者に帰属するものとする。ただし、本町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、琴浦町情報公開条例(平成16年9月1日条例第10号)に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は返却しない。

## 14 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、契約の権限を有する代表者のものとする。

## 15 問い合わせ及び書類提出先

部署名：琴浦町役場企画政策課 企画担当

住所：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 5 9 1 番地 2

電話番号：0858-52-1708

F A X：0858-49-0000

メール：kikaku@town.kotoura.tottori.jp

担当：森田

別紙 審査項目表

No.	評価項目	評価の視点
1	基本事項	具体的かつ実現性のある提案が示されているか。
2		情報漏洩防止対策及びサイバー攻撃防止のセキュリティ対策が示されているか。
3	機能に関する事項	仕様書に定める導入要件は満たしているか。
4		利用者が使いやすいデザイン、機能になっているか。
5		職員が作業しやすいデザイン、機能になっているか。
6		創意工夫による独自性や優れた機能があるか。
7		職員の業務効率化及び事務負担軽減につながる機能や工夫があるか。
8	業務体制に関する事項	本業務を円滑に進めるための管理者（町職員）への支援は示されているか。
9		提出された業務実績や構築スケジュールから見て、確実に業務を遂行できる能力があるか。また、障害発生時の適切な対応が提案されているか。
10	価格に関する事項	構築及び保守運用費用から見て、今後も継続して委託することを検討できるか。

※総合得点が同点の者が複数いた場合は、琴浦町LINE公式アカウント機能構築業務業者選定委員会において協議を行い、受託候補者を選定する。